居宅介護支援事業　重要事項説明書

１．運営法人の概要

2025.12.1

法　人　名	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 神奈川県済生会
所　在　地	横浜市神奈川区西神奈川１－１３－１０
電 話 番 号	０４５－４２３－２３０１
代表者職・氏名	支部長 ・ 赤星　透
実施事業の概要	医療，居宅介護支援，在宅介護支援，訪問看護，老人福祉施設 老人保健施設，通所介護，授産施設，保育園
事 業 所 数	２１施設
設 立 年 月 日	１９１１年5月３０日

２．事業所の概要

事 業 所 名	済生会かながわ訪問看護ステーション
所　在　地	横浜市神奈川区西神奈川１－１３－１０
連　絡　先	電　　話 ：０４５－５３４－３４７５ Ｆ Ａ Ｘ ：０４５－３２４－１５０１ 夜間･休日：０８０－３０２２－３５６１
メールアドレス	kanagawast@aw.wakwak.com
管　理　者	萩守　恵美
事業者指定番号	１４６０２９００３１号
指 定 年 月 日	２００６年4月１日
営　業　日	月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 但し、祝祭日と年末年始（12/29～1/3）を除く
サービス提供地域	神奈川区，港北区，鶴見区，西区，中区，緑区
事業所が行っている他のサービス	訪問看護
併設サービス	済生会東神奈川リハビリテーション病院 ・通所リハビリテーション　・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導

３．事業所の職員体制

職　種	従事するサービスの内容	人　員
管　理　者	業務の管理を一元的に行い、職員に法令及び運営規程を遵守させるための命令を行います。	１　名
介護支援専門員	要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。必要に応じ、利用者への説明を行います。	常勤 兼務　１名 常勤 専従　３名

４．当事業所における運営方針

(1) 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者が可能な限りその居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場に立った援助を行います。

(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整致します。

(3) 地域との結びつきを重視し、市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護（予防）支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 事業者は、利用者やその家族に対し、病院等に入院する必要が生じた際、担当の介護支援専門員名及び連絡先を病院等へ伝えるよう求めます。担当は指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けた際、必要と認めた場合は利用者の服薬情報、口腔機能等、利用者の心身または生活状況に係る情報を利用者の同意を得て主治医又は歯科医師(以下「主治医等」という)若しくは薬剤師に提供します。

(5) 担当者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等医療系サービスの利用を希望した場合、利用者の同意を得て主治医等に意見を求め、作成した居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」という）を交付します。

(6) 利用者は、事業者がケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数事業所の紹介を求めることができます。また利用者は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

(7) 事業所は、介護支援専門員の質的向上のため研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備します。(採用時研修：採用後３か月以内，定期研修：年３回)

５．サービス内容

(1) 居宅サービス計画の作成

・利用者宅を訪問し、利用者及びその家族と面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。

・利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

・利用者が居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。

・居宅サービス計画の原案内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。

・サービス担当者会議開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

(2) サービス事業者との連絡調整

・当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。

・当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。

(3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも月１回利用者宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）し、結果についてはその都度記録する。また、要件（№16 参照）を満たしている場合、オンラインでのモニタリングを行うことができる。

(4) 市区町村への連絡・調整等

必要時、お住まいの市区町村や、包括支援センターとの連携を行う。

(5) 介護保険施設等の情報提供

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は情報提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

(6) 要介護認定の申請代行

６．サービス利用料および利用者負担

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。尚、当事業所には、居宅サービス等を利用した月に、別紙（１）の利用料金が事業所に介護保険より給付されます。

７．秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持いたします。但し、居宅サービス計画を作成するにあたりサービス事業所に開示しなければならない場合は、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

８．緊急時の対応

介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

医療機関等	主治医等の氏名 連　絡　先
緊急連絡先	氏　　名 連　絡　先

９．事故発生時の対応

当事業所は、利用者に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者への賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

10．感染症や大規模災害（地震・豪雨・暴風）※の対応

(1) 当事業所は感染症や大規模災害発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画書に従い必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画書について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。また、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

(3) 大規模災害（地震・豪雨・暴風）時は、職員の安全確保を最優先とし、訪問を中止する場合があります。大規模災害時は、ただちに避難所又は高台に避難し、身の安全を確保してください。

※ 災害の定義とは、災害対策基本法に基づく「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する法令で定める原因による生じる被害をいう」

11．相談窓口、苦情対応窓口

サービスに関する相談や苦情については、管理者が応対いたします。

管理者不在の際は、対応者が必ず「苦情相談記録」を作成し、管理者に引き継ぎします。

担　当　者	連　絡　先
管理者　萩守　恵美	045-534-3475

その他、お住まいの区役所等へ苦情の申し出等をすることができます。

申し出先		電話番号	対応時間
はまふくコール		045-263-8084	平日(月～金) 9:00～17:00
神奈川区	高齢・障害支援課	045-411-7019	平日(月～金) 9:00～17:00
鶴見区	高齢・障害支援課	045-510-1770	平日(月～金) 9:00～17:00
港北区	高齢・障害支援課	045-540-2325	平日(月～金) 9:00～17:00
西　区	高齢・障害支援課	045-320-8491	平日(月～金) 9:00～17:00
中　区	高齢・障害支援課	045-224-8163	平日(月～金) 9:00～17:00
緑　区	高齢・障害支援課	045-960-2315	平日(月～金) 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会		045-329-3447	平日(月～金) 8:30～17:15

12. 虐待防止のための措置

当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
・事業所における虐待防止のための指針を整備します。
・介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
・虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

13. ハラスメント等の禁止

・職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発します。
・相談対応担当者を定め、職員に周知します。
・職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれます。
・利用者等から職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約解除をする場合があります。

ハラスメントとは

（　暴力又は乱暴な言動　）	職員に対し物を投げつける、叩く、蹴る、手をひっかく、つねる、唾を吐く、怒鳴る、奇声、大声を発する、威圧的な態度をとる など
（セクシャルハラスメント）	職員の体を触る、手を握る、卑猥な話しをする、ヌード写真を見せる など
（　そ　の　他　）	職員の自宅住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為、飲酒し酩酊状態になる、飲酒を勧める など

14. 身体的拘束等について

・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 事業所のサービスの利用の利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙（２）の通りです。

16. オンラインモニタリングについて

【実施条件】

・少なくとも２月に１回は、利用者の居宅を訪問し面接を行うこと
・オンラインモニタリング実施に関し、主治医及び関係サービス事業所の同意を得ていること
・心身の状況及び家族状況・住環境・サービス利用状況に関し大きな変化がないこと
・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通ができること
・画面越しでの確認が困難な情報は各サービス事業所の担当者から情報提供を受けること
・使用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングが実施できなかった場合、利用者の居宅への訪問によるモニタリングへ切り替えること

【実施環境】

オンラインモニタリングを使用するサービス、接続先情報等は別途担当介護支援専門員より案内させていただきます。
なお、オンラインモニタリングの実施にあたっては、以下のガイドラインを遵守し、個人情報の適切な保護に努めます。

・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」
・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

17. その他

・訪問時、訪問前の飲酒はお控えください。
・職員に対する贈り物や飲食などのおもてなしは、ご遠慮させていただきます。
・大切なペットを守るため、訪問中はゲージや居室以外の部屋へ保護するなどお願いします。万が一、職員がペットに噛まれた際は、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
・災害時困らないよう、事前に避難所の確認をお願いします。また、懐中電灯、ラジオ、おおむね３日分の食料・飲料水を準備しておいてください。
・第三者評価は実施しておりませんが、第三者委員会を年に一回開催し、サービスの質の向上に努めております。
・事業所の事業内容や財務状況などは、事業所で閲覧することができます。
・ステーションへの連絡等は、電話以外にメールでご連絡いただくことも可能です。
但し、返答に時間が掛かる場合がございますので、緊急事態や早急に返答が欲しいなどの場合は、電話にてご連絡頂けますようお願い致します。

【説明確認欄】
指当事業所の「重要事項説明書」及び「個人情報保護に関する説明」を記した文書を交付し、説明いたしました。

令和　　年　　月　　日

事 業 所 住 所　横浜市神奈川区西神奈川 1 丁目 13 番地 10
事　業　所　名　済生会かながわ訪問看護ステーション
説　　明　　者　　㊞

私は、貴事業所の「重要事項説明書」について説明を受け、同意し交付を受けました。
また、貴事業所の「個人情報保護に関する説明」について説明を受け、必要な範囲において、上記に記載する範囲内で個人情報を取得、使用し又、必要に応じて他の事業所等への提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

利用者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族又は立会人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者との続柄　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙（１）

居宅介護支援事業 料金表

１．居宅介護支援の介護報酬に係る費用

居宅介護支援（ｉ）を算定

取扱件数	要介護度	単位数	費用総額	説明等
居宅介護支援（ｉ）	要介護１・２	1,086 単位	12,076 円	１月につき
担当件数が 1～44 件	要介護３・４・５	1,411 単位	15,690 円	
居宅介護支援（ⅱ）	要介護１・２	544 単位	6,049 円	
担当件数が 45～59 件	要介護３・４・５	704 単位	7,828 円	
居宅介護支援（ⅲ）	要介護１・２	326 単位	3,625 円	
担当件数が 60 件以上	要介護３・４・５	422 単位	4,692 円	
初回加算		300 単位	3,336 円	１月につき
特定事業所加算（Ⅱ）		421 単位	4,681 円	１月につき
特定事業所医療介護連携加算		125 単位	1,390 円	１月につき
入院時情報連携加算Ⅰ		250 単位	2,780 円	１月につき
入院時情報連携加算Ⅱ		200 単位	2,224 円	１月につき
退院・退所加算（Ⅰ）イ		450 単位	5,004 円	１回につき
退院・退所加算（Ⅰ）ロ		600 単位	6,672 円	１回につき
退院・退所加算（Ⅱ）イ		600 単位	6,672 円	１回につき
退院・退所加算（Ⅱ）ロ		750 単位	8,340 円	１回につき
退院・退所加算（Ⅲ）		900 単位	10,008 円	１回につき
通院時情報連携加算		50 単位	556 円	１月につき
緊急時等居宅カンファレンス加算		200 単位	2,224 円	月２回程度
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位	4,448 円	１月につき
処遇改善加算	加算を含む総報酬単位数(処遇改善加算除く)×2.1%			１月につき

※地域単価は 11.12 円（横浜市２級地の単価）

※利用者負担額はありません。

２．その他の費用

項　目	金　額	説　明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域(横浜市神奈川区,港北区,鶴見区,西区,中区､緑区)にお住まいの方は無料ですが､それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。

令和８年６月１日現在